

自撮り画像(児童ポルノ)の 要求は絶対にダメ！！

奈良県では、青少年の健全育成に関する条例により、青少年（18歳未満の者）に対して自撮り画像の児童ポルノ等を要求する行為を禁止しています。

悪質な要求行為を行った者には、**30万円以下の罰金**が科せられます。

◎ 児童ポルノ等とは

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録で、青少年の裸体等の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいいます。



悪質な要求行為を行った者とは？

○ 次のいずれかに該当する者をいいます。

- ・ 青少年に拒否されても求めた者
- ・ 青少年に威迫し、欺き、若しくは困惑させる方法で求めた者
- ・ 青少年に対償を供与する、若しくはその供与の申込み・約束する方法により、提供を求めた者

青少年に自撮り画像(児童ポルノ等)を
要求することは、

条例違反です！

※罰則規定については、**令和2年4月1日より施行**します。

なお、「何人も青少年に対し、その青少年にかかる児童ポルノ等の提供を求めてはならない。」という一般禁止規定については、**令和元年10月15日より施行**します。